

石炭対策特別委員會議録 第十四号

(三三〇)

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十四時四十七分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事 神田 博君 理事 齋藤 憲三君

理事 始岡 伊平君 理事 多賀谷 眞稔君

理事 中村 重光君

倉成 正君 藏内 修治君

澁谷 直藏君 白濱 仁吉君

周東 英雄君 中村 幸八君

濱田 正信君 田中 武夫君

伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 森 清君

通商産業事務官 今井 博君

(石炭局長)

本日の會議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)
産炭地域振興事業団法案(内閣提出第七七号)

○有田委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案を議題として、先週に引き続き質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 昨日は政務次官がおられなかったと思うのですが、石炭局長に對しての質問ということもどうか

と思うのですが、きのうは大正鉱業の問題で参考人の陳述を聞き、さらに各委員から相當經營の内容に立ち至った

質問が行なわれたわけです。私も受けた感じとしては、ますます泥沼に

陥っていくのじゃないかといった印象を深くしたわけです。これに對しては

佐藤通産大臣も、大正鉱業の問題に對しては特に積極的なあつせんというの

か、問題の解決に努力されたというこ

とは、きのうの福島参考人の陳述なり

答弁を聞いてもわかるわけです。しか

し、それにも對しても一歩も前進してい

ない、ますます不信感が高まってきて

おる、こういった印象を受けるわけ

です。石炭鉱業というもののエネルギー

の中における位置づけというものが相

當關心を持たれ、期待を持たれておる

中において、相當有望な山である大正

鉱業のこういう実態を聞くということ

は非常に残念に思ふ。それにも對して

炭局長としては、ある種の見通しとい

うものがあらわれるのじゃないかとい

う感じも受けるわけです。この解決に對

して、通産省として何か考へておられ

るところはないかどうか、伺つてみた

と思ひます。

○森(通)政府委員 私、きのうちよつ

とはかに所用もございまして、委

員会には數時間しか出ておりません

したけれども、実は昨日、一昨日、田中

社長を招致いたしました。いろいろ懇談

をしてみたのでありますが、その二回

の私の体験からいいたしても、全く

日を迫りて泥沼に入っていくような

非常に不幸な事態がますます広ま

いくという感じがいたしまして、この

まま捨てておけない感じがするのであ

ります。そこで私は政務次官という立

場と同時に、個人的な立場で田中氏に

いろいろ話し合つてみたのですが、

まず第一に私は、田中社長に對して

君が社長に就任して以來、どうい

う構想でこの山を再建しようとしてい

るかという、再建構想というものが何

しろ出ていない。青写真をすみやかに

出すことだ。そしてこの青写真にの

つて、おれはこういふ經營方針で

やつていきたいと思ふが、君が協力し

てくれというのを訴へるのがまず第

一の要件じゃないか。これが一つ。第二

は、妙なたとえでありますけれども、

魚をつり上げるときに、その魚が非常

に大きかつたならば、必ずすぐに引き

上げないで、その魚の勢力の衰へるの

を待つて、だんだんたぐり寄せなけれ

ばいけないのじゃないか。君のやり方

は、大きな魚がつれたら、すぐにこれ

を引き上げようというので、さあ、あ

るいはつり糸を切つてしまふというや

り方をしていられるようにおれは思ふ。そ

こでこのことも十分慎重に考へて――

確かに君の立場からいへば、組合がけ

しからぬ、けしからぬというふうなこ

とばかりが頭にきて、こういう組合の

状態では一歩も前進できないと言われ

ているかもしれないが、百歩を譲つ

て、そして一からやり直してみる氣持

はないかということ、るる話し合つ

たのでありますが、きのうの参考人の

話を聞いておりました、しみじみ私は

その感を深くいたしました。これは労

使双方ともに相當の責任もあるし、反

省しなければならぬ点もあると思ひの

であります。そこで私は今後で得る

限り中に入つて、少しでもこれが解決

の糸口を見出すように努力してみたい

という氣持で今一ぱいでございます。

要するに、お互いの話を聞いており

ますと、もつともなことはかなりなん

であります。それだけに、この際お互

いが十歩なり二十歩なり一べん下が

つてみて、そしてスタートからやり直

すという考へを持たなければいかぬし、

そういう氣持にならなければいかぬの

じゃないか、こう考へていられるわけ

であります。

○中村(重)委員 今の政務次官の答弁

というものは、きのう私も参考人

から受けた印象そのままでありま

す。確かにそのような感じを深いたしま

した。労働組合が福岡銀行にデモをか

けた。そのことに對しても、田中参考

人からは強く組合に對する不信感とい

うものを中心に、反発という批判と

なつて、きのうは意見を述べられてお

つたのであります。私も、福岡銀行が

大正鉱業の生殺与奪の権を持つてい

ることは、一応きのうの答弁の中

からうかがわれるわけでありまして、

またいろいろ今まで聞いておつたこと

もそのように聞いておつたので、裏づ

けされたという感じを受けたのです。

しかし、であるから労働組合が一つの

意思表示として福岡銀行にデモを

かけたというその氣持はわかると思

ひますが、戦術的にどうであつたか。必ずし

もこれに共鳴するものでもないわけ

ですが、しかし經營者としてすべての実

権をまかせてもらつた、雇い社長では

だめなんだ、そこで株主で自分に譲渡

してこれに乗り出したのだということ

であつたわけなんです。それは私も指摘を

いたしました。そのことは、そうし

た労働組合との問題というものを解決

をする重大な責任というものを自分が

負つたということ、またそれだけの熱

意を持つて乗り込んだということが常

識的に考へられるわけです。ところが

が、とつてこれに態度というものは

さうではなしに、ただいま政務次官が

指摘されましたように、労働組合を弱

るだけ弱らして、そしてどうにもなら

ない、全面降伏させて、田中社長の言

いなりになる労働者にし、労働組合に

する。そこまではどのようなことがあ

つても再建計画も立てないのだ、地

方委のあつせん等にも一切応じないの

だ、さういふ考へ方をもつて臨んでお

るのではなからうかというふうな印象

を深くしたわけなんです。さうした、

全く常識的に考へられないような經營

者の態度というものを對して、通産省

が、私企業であるこの大正鉱業にとこ

まで問題解決に介入されるのか、非常

に通産省としても困つておられるこ

ろだろう、こゝろ思ひます。しかし、何

としてもこの問題の解決に当たらな

ければなりません。佐藤通産大臣は、労

働組合の代表と会われたときに、相当突っ込んだ意思表示もしておられるようでありましたが、一そう積極的なこの問題の解決に当たっていただきたい。

また、昨日私は保安局長にも質問いたしました。私の質問に対しては、保安面に対しては遺憾がないように十分手配をし、万全の措置を講じておるのだ、こういう御答弁はございました。しかし相当心配をしておられるように思います。そこで、保安面から、一歩も後退することなくびしびしとこれをやっつけてもらいたい、そして保安の万全を期してもらいたいということも、あわせて要望いたしておきたいと思います。

なお、最近の石炭経営者のあり方について見解を伺ってみたいと思うのでありますが、最近新聞で伝えられておるところを見ますと、大手の業者が石油に積極的に乗り出してきておる傾向があるわけですが、これはどういふところから起こったのか。経営者が、もう石炭産業というのに対して魅力を感じてしまつて、どうにもならないのだ、こういうことから、利潤が非常に多い、将来も企業としての希望を持てる石油産業に乗り出していき、そういう考え方の上に立っておるのか。であるとすると、石炭産業の発展というのに対しては情熱を失つてくるという結果になるのではなからうか、そういう感じを受けるわけですが、通産省としては、そういう大手の石炭業者の傾向に対して、どのようにお考えになっておられるのか、伺っておきたいと思つておられます。

○森(清)政府委員 確かにその傾向は販売面においてはございます。私は考えますのに、エネルギー対策というものは、やはり総合的に考えていかねばならぬことは当然なことでありまして、そういう観点からいいますと、会社を経営する場合において、たとえば一つの例をあげますと、今肥料の問題が非常にやかましい問題になってきておるんですが、この肥料も、肥料だけをやっていける会社はほとんど赤字で、倒産寸前のような状況になってきておる。しかしいろいろな仕事を兼業しておる。しかも、いろいろな仕事を兼業しておる。どうやら、どうやら他の面での利益でもってこれを補つて、何とか経営が續けていける。同じように、今日石炭が非常に不況であるという立場と、あわせて将来の総合エネルギーというふうな対策上からいって、販売面等に興味を感じ、またそれを経営の一つの傘下に入れるということには、私は事業経営上からいって、水が低きに流れるような形で、だからといって、決していわゆる本来の炭鉱事業に熱情をなくしたという意味にはならないのではないかと、こう考えております。

○中村(重)委員 これは、見方はいろいろあると思つておられます。販売面であるから、石炭産業の開発振興ということに對する熱意を失つたことにはならない、それだけ石油販売面に手を広げてきたというだけだ、利潤が経営面にプラスしてきた、こういうことになるのだから問題はないじゃないか、そういう見方も、あるいはあるかもしれない。しかし、資本力というものにももちろん限度があります。それから、経営者のいろいろな面における能力というものにもやはり限界がある、こういうふうに見ます。やはり石油販売というものに対して利潤が上がつてくる

ということとは、魅力がさらに拡大をしていくということになってくると、あまりもうからぬ石炭よりも、やはり石油に力を注いでいくという形になってくることは、これはやむを得ないじゃないか。そうなると、この石炭産業の将来というのに対しては、抜本的に解決をして、情熱的に取り組んでいかなければならぬという面が、やはりどうしても消極的になってくる。現状を維持するということにとどまるという形がどうしても出てくるのじゃないか。そういう感じを深くいたしました。やはり石炭産業の振興をはかつていくということは、流通機構の問題にしましても、あるいは鉱区の整理統合の問題にしましても、国会の危機打開決議案の中に見られるように、積極的に情熱を持って、政府も経営者も取り組んでいかなければならぬ、こういうことになるわけですから、私も、私はそういう面からいいますと、今次官が御答弁になったように、やはりそう楽観してはおられないんじゃないかと、その点どうですか。

○森(清)政府委員 確かに私の申し上げたのも一つの面であつて、それがすべてだとは私自身も考えておりません。ただ現在、石炭業者が石油関係に進出してゐる状況を見てみますと、先ほど申し上げましたように販売面だけであつて、しかも職員やなかのやりくり等から考えて、そういう一つのめどもつておいた方がいんじゃないかという程度に始まつてゐるようには私は考えておるわけでありまして、その程度のことをやっつて、本年の石炭事業というものに対する熱情を欠くというふうには、私はまだ深刻にそこまでは考へておりませんが、なおいろいろ実際の事例もございまして、その点につきまして、局長からもあわせて補足的な答弁をさせていただきます。

○今井(博)政府委員 石炭業者が石油の販売に乗り出すとか、こういう記事が最近出ております。現に石炭会社で石油の販売に相当手を広げておる会社も事実ございしますが、これは会社が直接やっつけてゐるわけじゃなくて、会社は大体直売口と販売店を通じてやる、大手の關係になりますと、大体直売口が七割から八割まで、直接に会社で販売しております。二割くらいはやはり販売店を通じて行なう。ところが最近の傾向として、小口工場が重油転換をどんどんやり出した。そういう傾向が出てきて、石炭販売店のシェアが減つてくる。こういう問題が一つ出てきます。そうなりますと、失業問題も起きてくるわけでございます。小口工場としては、石炭を買ふけれども石油も買ふたい。その場合に、よその石油会社の特約店から買うよりは、お前のところから、長い間石炭を買つておつたのだから、それじゃ石油も一つ買おうじゃないか、こういう話し合いが實際問題として商売上よくあつて行なわれておる。従いまして石炭会社としても、石油は石炭の敵だからこういうものに手を出すのはいかぬという理屈を離れて、實際問題として、そういう営業關係の事務職員の間には一つのほけ口にもなります。それからまたある意味においては、それだけ利潤も上がるというふうな問題等もありまして、石炭の特約店という、そういう販売組織をせつかく持つておる

わけでありまして、今後どんどん石油需要がふえてくるということになりますと、そういうきつかけで石油の販売にも手を出す、こういうことは、私は現在の経営状況から見まして、しごくもつともな点が多いのではないかと、こういうふうには考へまして、決してこれを奨励するわけではありませんが、やはり現状では、この方向はいかぬとかいふという問題ではなくて、一種の大勢ではないか、こういうふうには思つておられます。

○中村(重)委員 まず、石炭産業が不況産業であるといつたような受け取り方をされてゐる点からいまして、ただいまそれぞれ御答弁があつたことは、一面であるというふうには思つておられます。しかし、少なくとも石炭産業を積極的に開発振興していかなければならぬ、石炭を相当高く位置づけていかなければならぬという面からいまして、必ずしもそういう傾向というものは、石炭産業そのものには影響はないんだという楽観的な見方をすることには、私は正しいことではない、そう思つておられます。このことは合理化法の改正ともからんで参りますので、その際になお突っ込んで御質問をしてみたいのですが、さらに念のために伺つておきます。石炭産業振興のために近代化資金を毎年相当多額に投入しておるのですが、この近代化資金は効率的に利用されておるのかどうか、これに対してはどのような把握をしておられるのか、その点伺つておきたいと思つておられます。

○今井(博)政府委員 近代化資金は三十五年、三十六年度と、これで二年

間貸付を行なつてきておるわけでございまして、主として近代化資金の対象は大規模な縦坑、それから大型巻上機、これに重点を置いておられますが、それ以外におきましても、中小炭鉱の機械化という点も重要視いたしまして、これにも力を入れております。それから流通の合理化の面から、主として荷役設備の増強という点にこの近代化資金を毎年若干振り向けていきます。この効果がどの程度上がるかという問題でございしますが、これは近代化資金だけではなくて、これに開発銀行の金も加えまして、現在では近代化資金が四〇％、開採資金が三〇％、残りの三〇％を自己資金ということをやつておるわけでございします。この効果は、一応三十四年度と三十八年度というものを——三十八年度は、これは計画でございしますが、三十四年度の実績と、三十八年度にわれわれが想定いたしておる計画との対比を——一応考えますと、近代化資金の対象の山の生産規模は、その間に現在の千七百七十五万トンという規模から二千九百八十三万トン、現在はそれが約二五〇程度でございしますが、三十八年度には約五五〇程度の生産規模にふえます。それから生産性は、月十五・六トンという能力が約三十トンくらいに上昇するといふふうに実は考えているわけでございまして、いわゆる高効率炭鉱の造成という面から見ますと、この近代化資金というものは相当効果を上げるのではないかと、現状ではその過程でございまして、そこまでいつておりませんが、三十八年度にはその程度まで生産構造の近代化が促進される、こゝういふふうに確信いたしております。

○中村(重)委員 合理化法の一部改正の中にも、開採資金その他のいろいろな面において、積極的に石炭産業に対する政府の投資というのを考えておるようです。その他融資の道を講じようといふようなことが盛られておると思ひます。ただいま御答弁によりまして、近代化資金は相当効率的な成果を上げておる、こゝういふことであります。それを私は否定するものではございせんが、石炭経営者が近代化資金と、あるいはその他の政府の融資あつせんに期待をしておる一面においては、石炭経営者は社外投資をやつて、いろいろな事業を行なつてゐる。利潤は石炭産業に突っ込んでいくといふことよりも、その他の経営面に対して投資していき、そして政府の融資に期待していくといふたようなことを考えているのではないかと、こゝういふ印象は受けるわけなんです。まだいろいろそれらに関連をいたしましてお尋ねしたいこともありますけれども、そのことは次の合理化法の一部改正の際にお尋ねしたいと思ひます。そこで今度、ただいま御提案になつておりますこの産炭地振興事業団法案のことについてお尋ねいたしますが、この事業団法の目的に「産炭地振興事業団は、石炭産業の不況により特に疲弊の著しい産炭地における鉱工業等の計画的な発展を図るため、当該地域における鉱工業等の振興に必要な業務を行なうことを目的とする。」こゝういふことになつておりますが、この事業団法は、さきに成立をいたしました産炭地振興臨時措置法、これを受けて、この趣旨に沿つて提案をしたといふように感じられるわけでありまして

が、してみると、この目的が多少異なつておるわけでありまして、まず、そのことは申し上げるまでもないと思ひますが、目的が違つておるということに對して、それはどういふ理由なのか、その点伺つてみたいと思ひます。○今井(博)政府委員 産炭地振興事業団法は、産炭地振興法と密接な関連を持つものでございまして、むしろ産炭地振興をやる場合の一つの中核体として、この組織立法である、こゝういふふうにお考え願つたらいいかと思ひますが、ただこの目的の表現が、御指摘のように法律の書き方が違つております。これは別にその大した理由があるわけではなくて、その目的そのものの考え方は、法律の解釈としては、法制局等の審議を通じて、政府としては、そう違はない、こゝう考えておりますが、ただこゝでニュアンスの若干違ひますのは、産炭地振興法は、産炭地域の振興についての諸般の非常に広範な計画を樹立するものでございまして、これはあらゆる産炭地振興に必要な計画を定めるということになつて、相当広範なものでございしますが、この事業団はその中で、それを全部事業団がやるというわけのものでは実はございせん。それはやろうと思へばやりますのでございしますが、一応この今度の提案の法律では、そのうちの特に必要なものを一つ事業団がやるということになつてございしますので、いささかこの事業団の方の仕事の範囲が振興法よりは狭くなつておるといふニュアンスがございまして、こゝういふ意味から、この目的の書き方を振興法と同じように非常に広げて書くといふことは、やはり若干そこに無理があるのでは

はないかといふこともございまして、この目的の書き方については、相当このことは正確にこの目的を書いたわけにございまして、この点はあつた業務、この書き方とも実は非常に関連を持つております。しかし基本的な精神としましては、一応この振興法の目的と事業団の目的とは法律的には若干違ひない、こゝういふ解釈をとつておりますが、先ほど申しました事業団が実際に振興法で考えておる広範な事業の幅よりは狭い仕事をやる。こゝういふ意味において、この目的の書き方を若干変えたといふ点に差がある、こゝういふ程度でございします。○中村(重)委員 私はニュアンスの違いであると思ひません。この産炭地臨時措置法の中には、後段に、石炭需要の安定的拡大をはかることをもつて目的とするといふのがあつたわけなんです。これは事業団法には全然削除されております。この産炭地振興臨時措置法の趣旨に沿つて事業団は事業を行なつていく、こゝういふことになると私には思ふ。してみますと、鉱工業の計画的發展をはかつていく、このことは石炭産業これ自体を否定しておるものではないと私は考える。やはり石炭産業そのものもこの中でさらに発展させるといふようなことも考えられなければならぬ。石炭以外の工業といふことだけに狭く解釈すべきではない、こゝう私は考えます。たとえば産炭地域に火力発電所を作る、こゝういふことはやはり石炭需要の安定的拡大をはかつてくる、こゝういふことにならうと私は思ふ。しかし事業団法の中には、石炭需要の安定的拡大といふものが入つてないといふと、これらとの関連はどらするの

か。石炭産業以外のいわゆる鉱工業といふような解釈の上に立つておられるのであるかどうか、そのあたりについてお答え願ひます。○今井(博)政府委員 石炭需要の安定的拡大といふ言葉が臨時措置法の中に入つておりました、事業団法の中には入つておらない、この点の御指摘でございしますが、石炭需要の安定的拡大といふ言葉がないと産炭地振興法はできないのじゃないかといふ点については、これは法律解釈としては、法制局でいろいろ論議を重ねましたが、こゝういふ文句が入つてなくても、産炭地振興事業団がやるという場合に、この現在事業団法に書いておられますような目的の書き方でこゝういふことは十分やり得る、こゝういふ解釈を、実は法制局との審議のときには、こゝういふ点をばつきりきめておるわけでございまして、従つて政府としては法律적으로는、かりにこの事業団が産炭地振興をやります場合におきまして、この目的はこゝのままにしておいても十分やり得る、こゝういふふうに実は考えておるわけでありまして。しかば、なぜ振興法にあるこゝういふ文句をこゝからとつたのだという論議が一つ出てくるわけでございしますが、この点は、こゝういふふうにはつきり書けばなおいいかといふ点もございしますが、この事業団は、最初は揚地発電でも実は考えておりました。揚地発電の土地の造成——もちろん、産炭地発電も大いにやるといふことで実は最初の立案を考えておりましたが、今回は事業団の業務の範囲からこゝういふ点は一応削除をいたしておりました、こゝういふふうな面から見ましていろいろ誤解を生ずるとい

かぬので、この石炭需要の安定的拡大というものはなくとも、十分法律的に解釈できるという法制局の見解によりまして、この安定的拡大というものは削除いたしました。

○中村(重)委員 それは、少なくとも通産省はそういう消極的な態度をもつて臨むべきではないと私は思う。石炭需要の安定的拡大というものを除いた、それは除いても火力発電所というものがやれないのじゃないのだ、そういう考え方というものに、少なくとも担当局長のあなたが屈服すべきじゃないやありませんか。法制局が何と言おうとも、少なくとも産炭地振興、この法律の趣旨に沿って事業団法というものが作られた、これをはずして、そういう解釈も成り立つから、こういうことで妥協されるということは、私は間違いだと思ふ。その点どうですか。

○今井(博)政府委員 これは妥協したというわけではございませんで、そういう文句がなくても十分産炭地発電をやり得るという法律解釈が有権的に出されておるわけでございますので、これはその見解に従ったものでございします。従って、決して妥協したり屈服したというのではなくて、そういう法律解釈というものに従った、こういうこととさせていただきます。

○中村(重)委員 初めこの法律の草案をあなたのお手でお作りになって、法制局と御相談になったのでしよう。その場合には、これをはずしておられたのですか。入れておられたのですか。

○今井(博)政府委員 この文句は、最初の原案ではもちろん入れてやっておりました。しかしいろいろ論議しまし

て、それはそこまで書かずとも十分やり得るという見解がはつきり出て参りましたので、それに従ったわけでございします。

○中村(重)委員 入れられておったというのとは当然でしょう。そこであなたは結局、法制局とかあるいは予算関係その他いろいろな面をお考えになつて、あなたがお考えになったというのではなくて、大蔵省等がお考えになつて、そうしてこれをはずされたというのが真相だと思ふ。これは、そういう解釈も成り立つからはずしてもいいじゃないかということとは、間違ひじゃないやありませんか。やれるのだったら、これは入れられるべきではないですか。はずせという要求に対して、あなたがそれに従われたということは、あなたが屈服されたということですか。これは、そういう解釈でやれるのだからいいじゃないかということでははずすべきじゃない、こう私はあくまで思ふますが、政務次官どうですか。

○森(清)政府委員 ただいま局長が御答弁しましたように、私もこれはこれを屈服して除去したわけではなくございします。ただ先ほど局長の答弁にございしましたように、事業団としては、たとえは発電所等にいたしましては、当時電力会社等が相当強硬に私どもに申し入れて参りまして、この事業は自分たちにかまかせられないか、われわれも協力してこれらに成果を上げるようにいたしますから、もちはもち屋でございますからという要求もございしましたし、そういうことも加味いたしまして、いずれにいたしまして産炭地の振興をはかることでございしますので、私もとしてはこれで十分用は

足りるという考えで、屈服という意味ではなくてこれは除去して参つたわけでございます。

○中村(重)委員 こういう法案をお出しになったから、あくまでそれで押し通そうというお気持ちがあるように私は感じます。この原案通りこれを議決させようという意思を持っておられる以上は、そういう御答弁をなさることは無理もない。しかし、少なくともこれをはずされたということは、私は間違ひだと思ふ。実は火力発電所だけの問題じゃないに、石炭需要の安定的拡大をはかるというために、いろいろな事業をやらなければならぬが、やはりそれが抜けてしまつて鉱工業の計画的発展をはかるということは、もう石炭業というものはこの地域ではやれないのだ、それに関連することはやらないのだという形にとられるわけなんですか。そういうことは私どもとしては問題だと思ふ。こういうことも安定的拡大に關係するじゃないかという、いろいろな具体的な問題をあげていろいろ申し上げたいと思ふのでありますけれども、時間の關係もありますので、火力発電所のことだけに限って申し上げますが、この火力発電所を設置すべしということは、国会における石炭危機打開の決議の中にも盛り入れております。これをおやりになるという考え方があります。

○今井(博)政府委員 産炭地振興上、産炭地発電をやるといふことは非常に大事なポイントでございます。産炭地振興のきめ手になるような事業である場合も往々にしてございします。従つて産炭地発電の計画については、合理的な計画はもう極力取り上げまして実

は推進をいたしておる次第でございします。従つて、たとえば御承知のような常磐火力の問題とか、あるいは今回の佐賀火力、これを実は産炭地振興という見地から取り上げて、近くこれの実施のなかに本質的にございと思ひます。しかし、その場合におきまして、既存の九州電力がこれを積極的にやろうという態勢になっております。それから西日本共同火力、これも産炭地発電でございますが、電力会社と石炭会社が協力して大いにやろうということ、それぞれ必要な産炭地発電に ついては既存の事業形態、あるいはそういう新しい共同火力ということ、それぞれ実は計画がなされておりました。それで十分目的が達し得るのじゃないか。しかし、そういう既存の形態ではとてもやれない、やはりこの場所の産炭地発電は事業団でやらなければどうしてもやれないということになりまして、これはこの事業団が担当して差しかねないと思ひます。しかし、もちはもち屋で、この火力発電というのは相当な専門家を必要としますし、やろうと思へば、既存の機関からそれだけの技術屋を実はとつてきてやらなければいかぬ、こういう問題も実はあるわけであります。従つて、一応これであるというところがあれば、それに極力やつてもらう、こういう考え方で一応産炭地発電を推進しておるわけであります。

○中村(重)委員 やるといふところがあればやるのだ、こういふたようなことと一国会で危機打開の決議をやつた、これについては揚地発電、産炭地発電、相当議論があつた。揚地発電もやらないか、しかし産炭地発電

は必ずやらなければならぬのだ、こういうことで、始関先生なんか、このことについては特にいろいろと議論の中心になつて、この産炭地発電ということを決議の中に盛り込んだ。そうした国会の議決に対して、産炭地域の自治体が、火力発電所の設置ということに対しては大きな希望と期待を持っておつた。ところが、どうもあつた決議はあつたけれども、火力発電所は産炭地には作らないのじゃないか、国会の決議なんていうものも大して威力のあるものじゃないというふうな失望感を持つておることは事実なんです。あなた方は、これはやるんだということをお初めは言つておられたのです。しかし、今の答弁はきつめて消極的なんです。それではいかぬと私は思ふ。ほんとうにやる意思があるのですか、どうですか。どういふ計画なんですか。具體的に一つお答え願ひたい。

○今井(博)政府委員 具體的には、産炭地発電としましては、現在計画されておりますのは、北海道から申しますと、釧路、これは北海道電力が原則的にやるということで話し合ひがまとまりまして、これをいつやるかという点について目下協議中でございます。それから常磐火力の問題は、御承知のように継続事業として、今引き続き第五期まで計画を実施いたしております。それから九州におきましては、電産が第一期、第二期、十五万キロの発電をやつております。西日本共同火力が二十万、第一期計画を着手しております。さらに第二期の計画も二十二万という計画を持つておるのであります。これはまだ本質的にございします。それから佐賀火力につきまし

ては、先ほど申しましたように九州電力が担当するということで、実施の時期もまだはっきりいたしません、これは近く決定を見る。従って、現在考へ得る産炭地発電というものについては、むしろわれわれとしましては国会の決議の趣旨を体しまして、極力実施を推進しておるわけでございまして、これを事業団がやるかやらぬかという問題につきましては、御指摘のように今度の法案には事業団がやるということには、業務の中に書いてございせん。これはそういう既存の機関あるいは新しいそういう共同開発形態で十分やり得る、今現にやっております、こういう実情でございまして、決議を無視しておるじゃないかという点は、この決議を見ましても、揚地発電、産炭地発電を大いに促進するということを書いてございまして、揚地発電は、中部、関西、東京、三電力に計画以上の揚地発電の計画の実施を今要請し、これを原則的に承認いたしております。揚地発電も、先ほど申しましたようなこと、極力実施は相当オーバー目によっておるとわれわれは考えております。

ただ、産炭地振興上、非常に市町村の要望のあった産炭地発電を取り上げてないじゃないか、こういう御指摘かと思ひますが、たとえば今筑豊のどまんな中に産炭地発電を計画するということについては、実はまだ具体的なプロジェクトが一つもございせん。と申しますのは、やはり産炭地発電ということになります、これからの火力の能率から考えますと、相当大規模なものでなければいかぬ。そういうことです、これは相当冷却水が必要とします。従って、大体今までの火力発電所

というものは港の近辺にあります。しかも港も、河海湾のような非常に暖かい海では工合が悪い。それで電費が計画いたしましたのは、わざわざ脇田という遠いところへ持っていくた。これはやはり海水を使うけれども、冷たい水を使わなければいけないという点が非常にポイントであります。それからさういった点から、大規模なものを考えますと、どうしてもあつた海岸地域にならざるを得ない、こういうのが今日の状況であります。従って今市町村で要望されている、たとえば産炭地のどまん中、特に筑豊のどまん中に発電所を作れという計画は、現在ではまだなかなか具体性がないという実情でございまして、そういうものがいろいろ技術の進歩で十分やり得るということになります。これはわれわれとしても大いに飛びついて、やりた。その点から見ますと、事業団が手を出さずとも、今までのような計画は十分やり得るという見通しのもとに現在おりますので、決議の趣旨を決して無視しておるのではないという点は、御了承願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 語るに落ちるという言葉があります、今あなたの答弁をじつと聞いてみると、私が先ほど指摘した、石炭需要の安定的拡大ということとを削ったということですね、この事業団が火力発電所をやるかやらぬか、必ずしもこの事業団でやらねばならぬ、さういふことには結びつけて考へてみると、少なくとも相当これに圧力があつて、さうして需要の安定的拡大をはかるといふようなことは、従って事業団がこの火力発電所

をやる、産炭地発電をやるということ、ここでははっきりしたくないようにしようという意図が多分にあると私は思う。これは問題です。少なくとも産炭地臨時措置法に基づいて、この事業団法がそれを受けて出た。その中に、積極的に産炭地発電等を取り組んでいくという意欲的なものがここに盛り込まれているというのがある。盛んであります。また市町村から発電所を作ってもらいたいという要望は、通産省に相当来ている。九州におきましても、伊万里等も、これは長崎県の竹松に作りました際に、相当競争して、伊万里ははずされた、今度こそはというので、ものすごい運動をおやりになつた。私も現地視察に参りました際に、伊万里に参りましたが、ものすごい熱意を持って取り組んでおられた、こういうこともあるわけでありまして、それらに対しては、いろいろ立地条件その他、今の水の問題等々、専門的な立場から見るとどういふことであるか、そこまでは私はわかりません。また長崎の場合も、相浦の発電所というものがあつた、これは低能率、これじゃいかぬ、これは廃止するんだといったこともいわれておりますが、これらに對しても、もっと高能率になるように、設備革新等をやる、といった、いろいろなこと考えられるのではなからうか。少なくとも産炭地発電というものをこの事業団がやるんだ、さういふたようなことがなければならぬと私は思ふ。どうも今のあなたの御答弁では、ますますもって、目的の中にそれをはずしてきたというやうなことを、私は、何というか、いろいろな働きかけ、圧力というものがあつたんじゃない

かろうかという感じを深くいたしました。これは非常に問題ですが、どうですか。

○森(清)政府委員 今日通産省の重要な問題の中には、たとえば自由化対策があり、景気調整の問題あり、国際収支の問題、いろいろ問題がございまして、しかしその中で、現下一番われわれが頭を痛めておるものは石炭対策であります。そこでこの石炭対策を解決する一つの大きな方法として、石炭を大量に使つて、しかも常時安定した使ひ方をしつていけるような事業、こういうものが振興することは、これは政府といわず民間といわず、すべてが望ましいことだと思つておるわけでありまして、特にその中のいわゆる発電所計画といふものは、これはもう好個の事業だといわれれば考えております。しかし、先ほど来御説明申し上げましたように、この問題は、特に電力関係事業会社から、われわれに、もちはもち屋にまかしてくれという強い要望もございまして、事務的に申ししても、この火力発電所を作る場合に一番問題になるのは、まず最初に技術屋なんです。御承知の通り、北海道に作る場合には九州に北海道あたりの人々を応援に出すとかといった、彼此融通し合ひながら電力会社で建設しておるような状況でありまして、さういふこともございまして、確かにもち屋はもち屋だといふ言葉の意味はよくわかりますので、私ももち屋にまかして、若し石炭を使おうじゃないか、さういふことは事実なんです。さういふことから

に、さういふことによつてこの産炭地の振興をはかるといふことは、私たちの最も望ましいことと考えておることでありまして、おしかりを受けましたように、決してわれわれがその関係については事業団にそのことが入つていないからといって、将来そのことをうんとするわけではございせん。あくまでもケース・バイ・ケースによつて、これは好個の場所である、最も事業的に成り立つといふふうに考えたならば、私も強力に推進したいと考えておるわけでございまして。

○中村(重)委員 もち屋もち屋といふことでよくいふならば、今のうちに石炭産業が不況であるからとか、政府が近代化資金を出したり、あるいは開銀融資に對するあつせんをやつたり、政府投資をやる、いろいろなことをやらすとも、何とかいけるわけなんです。電力会社にしましても、できるだけ安いものを使うといふので、石油を使つていこうとする。であるから、石炭のコスト・ダウン等、いろいろな施策を講じなければならぬけれども、さういふ資金的な協力とか援助とかいうだけではいかぬ、政府が進んで石炭産業の振興のために専用船も作つていこう、あるいは発電所も作る、さういふことをやらなければならぬから、これはやるということになつておるわけなんです。さういふことで国会の危機打開決議といふのは出ておるわけなんです。しかも、これに對して電力会社が、もちはもち屋にまかせろ、若干石炭を使おうじゃないか、さういふいろいろな働きかけがあつたといふことは事実なんです。さういふことから

に、さういふことによつてこの産炭地の振興をはかるといふことは、私たちの最も望ましいことと考えておることでありまして、おしかりを受けましたように、決してわれわれがその関係については事業団にそのことが入つていないからといって、将来そのことをうんとするわけではございせん。あくまでもケース・バイ・ケースによつて、これは好個の場所である、最も事業的に成り立つといふふうに考えたならば、私も強力に推進したいと考えておるわけでございまして。

はり後退をきたしたということも、私どもは新聞を通じて、あるいはその他の情報等を通じて知っておるわけですが、しかし、少なくともこの事業団法の中に、石炭の安定的拡大をはかるということが扶養されるか、先ほど来答弁がございましたように、この事業団が産炭地発電をやらなくたって、現にいろいろやっておるじゃないかということとは、少なくとも私は国会の決議に沿うことにはならぬと思う。今技術屋等のお話をされましたが、そういうことは末梢的な問題です。そういう末梢的な問題をとらえて、積極的にこの事業団が石炭事業の安定的拡大をはかるというところをこれから削除していくということは、私は間違いだと思う。どうして通産省は積極的にこれに取り組んでいくという意欲をお示しになり、国会の決議というものを尊重するといふような気がまをを指示しにならないのですか。

○森通(政府委員) 決して意欲がないわけじゃない。先ほど私は技術屋の問題を取り上げましたけれども、これは確かに末梢的な問題でございます。そういう問題等もございまして、これを決定するにあたりまして、電力会社の人たちとも何べんか相談いたしました。むしろ逆に電力会社の人たちの申しますのは、それだけ通産省に御意があるのはよくわかりました。私どもも一生懸命に努力しますが、将来出炭等についてわれわれに迷惑をかけるようなことはしないでもらいたいという条件が実はつきまして、非常に盛り上がる力でもってこれからやっていくこととございまして、何べんも申し上げましたように、決して意欲がなかったから入れなかったという意味では頭固でございます。たとえは、今局長からも一つの例をあげて御説明申し上げましたように、将来そうした候補地についていろいろな角度から検討いたしまして、これは産炭地発電をやらなくたって、ここには揚地発電を作るべきだといふところもございまして、積極的に推進をさせていきたいと思っております。ただ単に石油が安いからといって石油を使い、それがその余ったところでちよこちよこ石炭を使つてやるのだといふふうな計画は、絶対に私ども許しません。これは十分な監督のもとに、産炭地の振興のためにわれわれは鋭く目を輝かせていくつもりでございます。何べんも申し上げましたけれども、決してわれわれは意欲がなかったわけではございません。これからの点については非常に努力を重ねていきたいと存じます。

○中村(重)委員 答弁としては、意欲がなかったといふことは言えないでしよう。肝心な点が抜けておりますから、私は今の答弁では満足いたしません。いろいろとまだこの問題に対して突っ込んで御質問をしたいわけですが、蔵内委員も見えておられますし、きょうで終わるわけじゃございませんから、後日また私は質問したいと思つてます。

決して意欲がなかったから入れなかったという意味では頭固でございます。たとえは、今局長からも一つの例をあげて御説明申し上げましたように、将来そうした候補地についていろいろな角度から検討いたしまして、これは産炭地発電をやらなくたって、ここには揚地発電を作るべきだといふところもございまして、積極的に推進をさせていきたいと思っております。ただ単に石油が安いからといって石油を使い、それがその余ったところでちよこちよこ石炭を使つてやるのだといふふうな計画は、絶対に私ども許しません。これは十分な監督のもとに、産炭地の振興のためにわれわれは鋭く目を輝かせていくつもりでございます。何べんも申し上げましたけれども、決してわれわれは意欲がなかったわけではございません。これからの点については非常に努力を重ねていきたいと存じます。

ておりません。従つて、鉱工業の計画的な発展をはかるために振興に必要な事業計画が出て参りました。これは事業団で担当することが適當である、あるいは事業団がこれに対して融資を行なうことが適當である、こういうことになれば、この事業団がその業務として行なうということでありまして、今、地域とか、あるいは疲弊の程度の基準、こういうものを特別に実は考えておられません。

○中村(重)委員 産炭地域振興臨時措置法案では、隣接地域といふものが入つておたのですが、事業団法案にはそれが抜かれてある、どういふわけですか。

○今井(博)政府委員 産炭地域振興法のほうは、石炭の産出地域及びその隣接地域、しかもそれを政令で指定する、こういうことになっておりますので、一応そこを分けてございまして、事業団法の産炭地域と申します場合には、石炭産出地域といつておりませんので、産炭地域には、当然それに密接な関連のある隣接地域は含んでおる、こういう解釈でやっております。

○中村(重)委員 大体産炭地域振興法の六条指定地域ですね、そういうところを考へていいのですか。

○今井(博)政府委員 必ずしもそうでございせん。六条地域は、御承知のように、地方税の減免をいたしました場合に、それを特別交付金で補てんする、こういう規定でございまして、従つて、その地方財政が非常に苦しい、財政支出の非常に低いところ、こういうことである第六条を考へてございまして、そういう地域の仕事をもちろん重点になることは間違ひございません。

ただ一つ、目的に關係することでお聞きしたいと思つてます。「特に疲弊の著しい産炭地域」といふのがありますが、この範圍、それから基準といふものはどういふことなんでしょうか。

んが、それに限るといふ考へ方ではございせん。そこを振興するのに必要な事業が、むしろそれ以外のところの方がベターである、そこでやつた方が、その疲弊しておるこの六条地域の振興に非常に役立つといふふうなこともありません。従つて、狭い意味で産炭地域でなくて、少し広域にこれを考へなければいかぬという意味で、ここはよく然と、産炭地域、こういうふうにいふところであつてあります。特に第六条の市町村に限定する、こういう考へ方は持つておりません。

○中村(重)委員 「特に疲弊の著しい」といふことになっておるので、そこで氣になるわけですが、これは石炭の産出地域といふことで、山が炭を掘り切つてしまつてだめになつた、そこで失業者が定着しておるといふので、直接的にその町村といふものが非常に疲弊しておる、そういう意味で疲弊した地域といふことになって参りますと、鉱工業の計画的発展をはかつていくといふことについては、範圍が狭くなる

と計画的発展といふことにはならぬ、先ほどの御答弁のようになつてありますと、目的の了解できるわけですが、けれども、目的の中に書いておるものが非常に局限されているといふところから氣になるわけですが、それはただいま私が申し上げたように、そうではない、あくまで鉱工業の計画的発展をはかる、そのために必要な地域は相当広域な地域になるといふことが當然である、必ずしも石炭を産出しておつたといふその地域に限るものではないのだ、そういうことに確認してよろしいわけですか。

○今井(博)政府委員 考へ方として

は、なるほど先生の御指摘の通りだと思つてます。ただ、ここでお断わり申し上げておきたいのは、この事業団の予算、資金量、事業量といふものが無制限でございまして、緩急の度合いから申しまして、やはり相当この問題が多い、そういう問題の多いところから重点的に取り上げていくということでは、現在の資金量から申しますと、やむを得ないのではないかと、そういう意味におきまして、今順序としましては、やはり問題の多いところから取り上げていくということになると思つてます。考へ方としては、そういうところ

に限定するといふ考へではございせん。資金量がふえていけば、そういうところももちろん広く取り上げていく、こういう考へ方でございます。

○有田委員長 中村君、だいたい約束の時間が過ぎておりますから、簡潔にお願いいたします。

○中村(重)委員 簡潔にいきませんので、また適當な機会にやらしていただきますが、ただいま資金の問題で御答弁があつたわけですが、事業団の資本金は五億円、こういうことになっておりますが、このほかに、運用部資金であるとか、その他いろいろな資金が考へられておると思うのですが、総計どの程度の資金でもって事業団は出発することになりますか。

○今井(博)政府委員 資本金が五億、それから運用部資金が五億、合計十億でございまして。

○中村(重)委員 今の物価高の中においては、十億といつたような資金ではどうにもならぬと思つてます。先ほど、隣接地域の問題、鉱工業の発展的拡大をはかるためには、相当広域な地域が

る。そういう実態でありまして、もしほんとうにこのように出炭の実勢が伸びているのに、消費の実態というものは、まだかなり余力があつてこれを消費しているがゆゑに、なかなか需給のバランスがとれていないのだということであるならば、これはやはり今後の合理化政策に重大なそごを来たすおそれがあると思ふのであります。こういう点について、現在の需給の情勢と申しますか、この現在の情勢は異常なものであるか、それとも、現在の石炭企業にとつてノーマルな状態であるのか、まずこの点について御見解を伺いたい。

○今井(博)政府委員　御指摘のように、一月の生産は非常に伸びております。この調子でいきますと、ことしは生産が一体どのくらいになるかと申しますと、ことしは三月末に五千四百八十万吨程度に生産がなるのじゃないか、こういうふうに考えております。これに對しまして三十六年度の消費は一体どのくらいかという問題でございますが、ただいまでは五千三百九十九トン、非常にこまかい数字を申し上げて恐縮であります、五千三百九十九トン程度の消費が行なわれるであらう。確かに御指摘のように消費は依然として旺盛ではあります、三十六年度としましては、その差の百六十万程度生産の方がオーバーする、こういう見通しに現在立つております。確かに御指摘のように、貯炭は、特に市場貯炭は、昨年よりは若干ふえておりますが、現在の貯炭はまだ正常貯炭には若干足りないという気がいたしております。ただ、この三月末では、全体の貯炭は、坑所貯炭、積出港貯炭、市場貯

炭、この三つを合わせまして、それに各産業の持つておられます業者貯炭、これを全部合わせますと、三月末で七百二十万トン程度になるのではないかと、そういたしますと、現在の生産規模から申しまして一応正常貯炭になる、こう思います。従って、現在の生産は非常に好調でございます、消費も好調でございますけれども、消費が生産を非常にオーバーする、従って、どうぞん生産を拡大しても大丈夫じゃないかというふうには、必ずしも樂觀をいたしておりません。三十七年度におきましては、やはり現在の趨勢では消費よりも生産の方が若干上回るのではないかと、今後早急にこの需給問題についてある程度の見通しを持ちたいと思つて、今極力作業を進めていた次第であります。

○蔵内委員 今石炭局長のお話で、現在までのところの出炭ペースでいって、三月末に五千四百八十万トンになるだろう、これは確かにことしの石炭の通産省の需給の見通しに合わせた数字であらうと思つて、これは実勢がだんだんこうなつて、たまたま通産省の三十六年度の石炭の需給の見通しに合致したのであるか、あるいはこういふものに合せて今局長が数字をお答えになったのか、この点私にはあからずか、そのいすれであるにしても、石炭の毎年度の需給の見通しは一体何を根拠に立てておられるのか、需給見通しを立てておられる数字的な根拠は一体どこに置いておられるか、この点をもう一回石炭局長に伺いたい。

○今井(博)政府委員 まず最初に、大手十八社から会社の計画の提示をお願いしまして、これが一体どの程度実際に合うか合ふぬかということに相当詳細にヒヤリングをやりました、まず大手十八社の出炭はほぼこのくらいじゃないかと、この程度の推定をいたしました。これはもちろん勝手なことに推定をすることはなく、会社と相当ディスカッションした上で妥協な線を考えるわけでございます。それ以外の中小の生産高、これは毎年ほぼ三割程度というところで、これも大ざっぱな推定がつきますので、ただ、中小につきましては、中小の上部のクラスは二十社ないし三十社については大手同様の検討をいたしますが、それ以外につきましては、ちよつと資料がございませんので、通産局との打ち合わせの上、数字を概定いたしました。それで大手以外の数字を固めます。それをプラスいたしました上で、一応供給量というものをほじくわけてございます。それから需要の関係は、一番中心である電力用の石炭がどのくらい消費されるか、これは豊満水の影響はございますけれども、現在コンスタントにたいしておりますので、これは割合に数字がつかめます。それから鉄の関係、無煙炭の関係、これも一応数字が押えられます。その他の一般炭の産業向けの問題につきましては、なかなか確実にこれをつかまえるわけにいきませんけれども、しかし、従来のいろいろな実績とか、重油転換の状況とか、大きな産業につきましては、これも一応推定がございまして、そういうことで大体需要は本年度のこのくらいあるだろうということで需要を考へ、それで需給計画というものを作ります。

○今井(博)政府委員 今までの会社提出計画と生産の実績がどのくらいに近づいているかという数字を、たまたま私に持つておきますので、御参考までに申し上げます。三十三年度は、会社提出計画が五千七百八十九万トンというふうに出ておりましたが、これを石炭局で五千三百五十万トンというふうには押えて、実績は四千八百五十万トン、これは三百六十万トンのストライキによる減がございましたので、こういうふうには落ちております。三十四年度はどうかと申しますと、会社提出が五千六百九十七万トン、これに對しまして石炭局査定が四千八百三十万トン、実績は四千七百九十万トンという数字が出ておるわけでありまして、三十五年度はどうかと申しますと、会社提出が五千六百十五万トン、これに對して石炭局の査定が五千二百五十万トン、実績は五千二百六十万トン、こういう数字になつております。三十六年度は、先ほど申しましたように、会社提出計画が六千一百一十トン、これに對して石炭局としましては五千四百八十万トン、こういうふうには推定しておるわけでありまして、ちよつと先ほどの数字を訂正いたしますが、実績は五千四百九十万トンくらいになるだろう、約十萬トン先ほどの数字よりふえるだろうという見通しに立っております。いつもこういうことで供給量をばいいておりますが、年によりまして若干の食い違い、ないし見通しの誤り等があるわけでありまして、

○蔵内委員 今三十五年度の実績を局長からお話しになりましたが、これをことしの三月末の五千四百八十万トンというのに比べると、大体二百二十万トンの伸びになっておる。この石炭の消費の伸びが、昨年度に比較して約四割くらいじゃないかと思つて、こういふ伸びと、経済企画庁あたりで出している需給の見通しには加へていないのですか。それとも、経済企画庁による年次経済計画の中の鉱工業生産の伸び率をどこに見積もられておるのか。それがどこかで見積もられておらないと、年率で鉱工業生産が非常に伸びておる、また、今度のような経済変動がありまして、三十七年度は相当経済の伸び率を押えておる、そこに相当な需給のずれが出てくる。やはり通産省の今までの需給見通しというものは、これはどうもこういう気がいたします。と申しますのは、そういう供給の見通しをまず立てられ、これに對して、合理化計画の中から大体この辺が五千五百万トン、千二百四十万トンの能率幾らということと算定していくと、おのずから、五千四百八十万トンというワケが先にあって、これに合せていっておるのではないかと。従つて、不足分を輸入エネルギーによつてまかなつていく。そういうことの結果として、三十五年度は非常に大きな輸入エネルギーを使用せざるを得なくなつてきたのじゃないか。もし三十七年度の経済見通しにおいて、政府の経済計画と石炭局の需給の見通しというものがびつたり合つていないと、またここに大きなそがが出てくる。要するに、非常に余つてみたり、非常に不足してみたり、こういう現象

が出てくる。そういうことがきつとできていないと、幾ら石炭の対策をやつてみたところで、ここで大きくバランスが狂つてくる、こういう気がするのであります。そういう点について、国全体の経済計画、特に鉱工業生産の伸び率との関係において、いかように配慮をされておるか。この点について石炭局長にお伺いしたい。

○今井(博)政府委員 たとえば、鉄鋼を例にとりますと、鉄鋼の生産計画、これは鉱工業のその年の伸びというものに非常に大きな影響を持つわけでございます。その中で占める鉄鋼生産の計画が一体どのくらいだ、従つて、それについては、たとえば原料炭がこのくらい要する、こういうことが推定に出てくるわけでありまして、その場合には鉱工業の生産は十分加味されておりますが、その場合に、日本でも原料炭の中で実際に鉄鋼の原料炭として使っているもの、そういうメリット等を持つておる原料炭がどのくらいあるかということと山別に相当詳細に調べまして、その上で数字を概定して、足らぬところを輸入する、こういうことでございまして。一般炭につきましても同様な考え方はばいいておるわけでございますが、一般炭につきましては、やはり電力以外にはなかなかそういうしつかりしたものをつかめません。一応これは各産業ともに生産指数の伸びというものが出ておりますので、それらを考へまして、それに、ある程度重油転換を現実に計画しておる工場がありまして、これを見まして、それから産炭地においてこれは全部石炭でやるということになつておりますので、これはフルに石炭でやるというふうなことで、

この石炭の需要というものをそこから割り出すわけでございますが、しかし、基本的な考え方は、石炭でこのくらいは供給できるだろうというところを中心にしたしまして、その足りないところを油で輸入する、こういうことが石炭の今までの外貨割当をやりやす場所の考え方の基本になっております。ただ、そこが若干違いますのは、やはり重油転換というものが個々の産業によってある程度進んでおりますので、そこをどの程度加味していくかというところが多少計画として不十分なところがあります。生産指数の伸びは、このエネルギーの需要量というものをばさします場合に、石炭換算にしてどのくらいになるかというところは、一、最初にはじくわけでございます。で、生産数量の伸びというものは入れておるわけでございます。ただ、その中で一般炭につきましては、御指摘のように、油との関係につきましましてなおまだ少し突っ込んで検討をする余地があるのじゃないかと思っております。

○蔵内委員 実は三十六年度の通産省の石炭需給の見通しの数字、あるいはこれは私が写してきた数字が違っておるかもしれないが、もし間違っておりましたら訂正していただくと、一応これで議論を進めたいと思っております。

三十六年度の需給見通しによりますと、前年度からの繰り越し貯炭が六百十七万トン、それで出炭が五千四百八十万トン、それは需要を通産省においても電力その他合計しまして五千九百二十七万トンに見込まれる、こういう数字があるもので見えておるのです。が、これに間違いがありませんか。

○今井(博)政府委員 五千九百二十万

トンというのは、御承知のように、雑炭を含めた数字でございます。先ほど五千四百八十万トンと申し上げましたが、これは約五百万トン程度の雑炭が実はこの数字から漏れておるわけでありまして。先ほど私がいろいろ数字を申し上げましたが、これは六千二百カロリーに換算いたしました。これは六千二百カロリーと呼んでおる数字でございます。先生の今読み上げられました数字は、雑炭も含んだ実際の産炭量として五千九百幾ら、しかもこの雑炭はおおむね電力向け、それから塩田等に向けられておるものが大半を占めておるわけでありまして。

○蔵内委員 そういうことであって、結局、石炭局の需給の見通しにおいても、やはり六千九百トン近い数量の消費というものが見込まれておる。それに對して、出炭の見通しというものを五千四百九十万トンくらいに抑えておる。需要は雑炭を含めてでありまして、それが六千九百トン近い数字であるのに対して、出炭も、ここで雑炭を加えるとはば均衡するかもしれないが、生産をもう少し大きなところを持つていってもいいんじゃないか。それは五千九百五百万トンの基本的な問題に含めさせていただきますが、なぜそういうことを言うかといふと、三十四年度に合理化政策を決定するにつれて、石炭のエネルギーの中に占める位置づけというところが問題になった。この石炭のエネルギーの中における位置づけといふことは、抽象的には一体どういふことなのかよくわかりませんけれども、具体的に言え、総エネルギーの消費量の中に占める石炭のパーセンテージをどの辺まで持つていくかということ

になると思っております。そういうことからすれば、この消費というものであるだけ上げられるのが当然の政府の政策でなければならぬと思っております。石炭の消費量を上げるということになるならば、結局生産をもっと拡大してもいいんじゃないかという議論になってくるんじゃないかと思っております。そういう点について局長の御見解はいかがですか。

○今井(博)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、雑炭を含めまして、石炭の消費量は約六千九百トン近くなるといふことは事実でございます。ただ、その雑炭と申しますのは、石炭会社の指定統計というもののうちに入らなっております。消費工場から入った参りませんので、消費工場から数字を集めますと、消費工場からはとにかく使った石炭だけ報告いたしますので、それを集計いたしますと約六千九百トン近くなり、その差が大体雑炭である、こういう解釈をとっておるわけでありまして。根本的には、この雑炭をもっとはつきりした需給計画を組むべきだといふ点は、私どもも同感でございます。現状はそうなっておるわけでございますが、従って、その意味では、消費量としましては、トン数でいきますと確かに六千九百トン近くなるといふことも事実でございます。しかし、五千九百五百万トンとわれわれが一応考えましたのは、六千二百カロリー換算でいう数字を出しておいたわけでございます。これの中心になりまして、考へ方は、そういう低カロリーの雑炭は別といたしまして、六千二百カロリーに換算いたしますと、需要は約五千九百五百万トン程度というものが、一応現在のなからするとマキシマムじゃ

ないか。と申しますのは、もちろん、今後エネルギーの需要量はふえてきます。従って、電力用炭、鉄鋼用炭、そういうものはもちろんふえていくわけでございますが、一方で減っていく要素がある。たとえば、揚地におきまして工場向けの石炭は、最近の重油転換からいたしまして相当量減るわけでございます。それから、その減るのとふえるのが大体相殺される、こういう見通しに立っております。従って、一応需要としては五千九百五百万程度というもので推移するのじゃないか、こういう感じがいたすわけでありまして。

○蔵内委員 今の問題は重要な問題になるのじゃないかという気がいたします。で、森政務次官に一つ御質問いたしますが、エネルギーの中における石炭の位置づけということが最近非常に強く叫ばれておるわけでありまして。石炭をエネルギー政策の中においてどういう位置に置くかといふことは、抽象的には何かわかるようなわからぬようなことではありますけれども、具体的に石炭の消費量を上げるということに結局帰着してくるのじゃないかという気がするわけでありまして。そこで、消費というものを一体どうして確保にかむか。たとえば農業の場合なんかでも、農業生産が結局豊作食糧というふうな状態でもいろいろやかましくいわれる議論は、何がいかからといって野菜を作ってみる、くだものを作ってみる、ところが、とたんにこれが豊作で相場が下落してだめになってしまふ、そういうことで、一体何をどれくらい生産したら一番農家にとって引き合いかということをつかまえるには、

やはり生産の段階でつかまえたのでは、なかなか把握できない。やはり消費の段階で押えることが必要ではないか。そこで、農業の場合なども、全国にある中央卸売市場は、これははっきり毎日の取り扱ひ数量を品別に政府に對して報告する義務を持つておる。ところが、この農産物の場合も、いわゆる類似の地方市場が約半数以上、比率にしますと、五一、二%に對して四七、八%の割で、類似市場の方が中央卸売市場より多いわけなんです。従って、農産物も消費の数量をはつきりつかむことができない。ここに農産物の流通過程における価格変動の根本的な問題がある。同じような考え方からして、石炭も消費の段階でもっと確実に数量を押えることができれば、それに見合つて生産というものを伸ばすことができるのじゃないか。あながち五千九百五百万トンに押える必要はないのじゃないか、こういう気がするわけでありまして。

そこで、政務次官に伺いたいのであります。石炭の消費を確実に把握することによって、これから一つ石炭政策に新しい打開点を見つけ出す、今の合理化政策の何となし行き詰まりに陥つたような点を打開する方策が考えられないかどうか、この点についての政務次官の御見解を承りたい。

○森(清)政府委員 今蔵内さんの申された通りで、私も全く同感でございます。従来、御承知のように、大口の需要家というものは鉄鋼、電力、それから無煙炭関係、それが主として大口に使用するものであります。これは年次計画によって完全に把握できるわけでありまして。それ以外に、たとえば

産炭地で使うものだから、あるいは鉄道で使うものだからというふうなもの、これは一応固定しておきますから、これも数字がつかみやすいのであります。

においても今後新しい考え方を進めたいだきたいと思うのであります。これは御要望を申し上げておきたいと思っております。

す。それ以外の小口になりますと、なかなかつかみにくいものがありますけれども、例年われわれが通産省として努力しております限度において、ある程度正確な数字がつかみ得るのじやないかと思ひます。問題は、いわゆる貿易が自由化になって、国際市場でお互いの商品を争うような時代になって参りますと、エネルギー源というものはコストの非常に大きなファクターになつて参りますので、そこで、放置しておけば次第々々に安いエネルギー源に流れていくのは理の当然でありまして、それを私どもが大局的なエネルギー対策上の問題からとらえて、いかにかというところに非常に神経をとがらせて指導育成していくことが、きわめて重要な問題になってくると思うわけであります。仰せの通り、確かに重要な面をはつきりつかむことが非常に重要なことでありますが、今申し上げましたように、大体年次別にはそうした固定したもの、大口のものはつかみ得る状態になっております。

○蔵内委員 私の上上げておる趣旨は大体御了解をいただいたと思うので、通産省においても、ぜひ一つの消費の実態をより正確に把握することによって、さらに消費奨励の面が出てくるのではないかと思います。そういうことによつて、結果的には総合エネルギーの中に占める石炭の消費量の比率をもっと高めることができやしないか、そういう意味において、通産省

においても今後新しい考え方を進めて
 いただきたいと思うのであります。こ
 れは御要望を申し上げておきたいと思
 うのであります。

そこで今度は合理化資金の關係でありますが、この合理化資金について昨日私は古河の大滝常務さんに伺ったところが、あの程度の、古河程度の山であつては、新たに合理化資金を借り入れて、そしてこの山の採掘を繼續をすることはむしろ資金の負担にたえない、こういうような意味の御答弁をいただいたと思うのです。まだ速記録ができておりませんので、正確に検討はしておりませんが、どうもそういうふうに受け取れる。確かにこれらの合理化資金がどういふ面にくいかといえますと、結局一定規模の大型坑道であるとか、縦坑の開さくであるとか、それから大型の巻であるとか、こういうものには合理化資金がいかない。これは嚴重な規制が加えられておつて、これ以上もたえない。今度の措置といつしまして、多少は小型の、たとえば掘さくのためのホールだとかなんとないものまで資金がつくようなことになつておりますが、この合理化資金の貸付の規定をさらにそういうふうに緩和をしなければ、古河のような現に維持群に属するような相対しい山でさえも、ほとんど維持群からさらに下の群に転落していく可能性がふえてきやしないか、こういう気がするのであります。そういう意味において合理化資金の貸付の条件をもう少し緩和なさる意思があるかないかを承りたいと思つてです。

○今井(博)政府委員 現在の考え方は、そういう維持群を維持するといふ

ふりか維持資金につきましては、これは減価償却でまかなうべきだ、そういう考え方でございまして、特に石炭鉱業の設備資金は毎年約二百七十億から三百億程度の資金、これは大手の計画でございしますが、そういう中におきまして約百二、三十億程度はいわゆる減価償却として、これでもってまかなっておる。従ってそういうものはそういう金でまかない、近代化ないし合理化に要する経費を国の財政資金繰りをしていく、こういうことになっておりますので、御承知のように、確かに炭価が下り金が苦しいという意味におきまして、そういう金がなかなか回しにくい、償却が非常にむずかしい、こういう点は確かにございしますが、制度として、たとえば近代化資金あるいは開銀の資金をそういう維持資金に回すということとは、制度的には非常に無理じゃないか。そういうものは市中銀行の借り入れを何とか円滑にするような方策、そういう方向で問題を考えるなり、あるいは収益性を増大して維持資金が十分獲得できるように持つていくということが、私は本筋じゃないかと思えます。ただし中小炭鉱につきましては、そう申ししましても、大手と違ひまして、やはり基準を下げる必要があると思ひまして、中小炭鉱につきましては、近代化資金等につきましても相当基準を下げておるわけであります。それから対象になります機種につきましても、たとえば一般的なカッペとか、あるいは選炭機も相当小規模なものも入れておりまして、これも対象を拡大したわけでございます。また保安融資を今やっておりますが、保安融資と申しますと、保安と生産と両用にな

る機械が大半でございます。これにつきましては、保安と生産の育成から見ても、今まで考えなかったような機種を相当入れておりますので、その点は實際問題としての基準の緩和になっているんじゃないか。中小炭鉱についてはそういう緩和措置を講じましたが、大手炭鉱については、特に開発銀行の合理化資金については、できるだけ対象工事をやかましく言わないように、合理化工事と考えられるものにするだけ拡大していくという考え方はとり得ると思いますが、いわゆる維持資金、これは制度的には無理じゃないか、こう考えております。

○蔵内委員　開発銀行の財政資金については、できるだけ拡大解釈をするというお話は大へんけっこうなので、ぜひやっていただきたいと思うのであります。そういう措置がとられてきませんと、今回の古河のような事態がまだ幾らでも出てくるのじゃないかと申しますのは、古河は御承知の通り、麻生とか宇部と同じように、兼業四社に属するもので、金属の方の収益がかなりあるということで、企業体としての内部操作をやっているんじゃないか。かりに十億円の近代化の資金を借りるといたしましても、その四割は無利子である、残りの六割について開発銀行の六分五厘の金利ということになれば、平均して四分ぐらいの金利になる。こういう安い金利で、なおかつ企業が炭鉱の維持のために使わないということになりまして、これは合理化政策自体に対する不信というか、反逆というか、そういう傾向に考えてよろしいのではないかと思います。ですから、ぜ

ひこの開発銀行の融資のワクはできるだけ緩和の措置をとっていただいて、現在の維持群でもこれが有効に使えるような措置をぜひ講じていただきたいと思うのであります。

それからもう一つ、この資金の關係でありますが、この合理化資金及び開発銀行を通ずる財政資金は、今政府で全国の炭鉱を四つの群に分けておられます。この四つに分けられる中で、いわゆる新鉱開発群の方にどれだけいておるのか、また維持群の方にどれだけいておるのか、この詳細な数字は要りませんが、概略でどのくらいの率になっておるか、御承知なら教えていただきたい。

○今井(博)政府委員　現在の近代化資金なり開銀資金は、いわゆる四つに分けられましたグループの中の新鉱開発、増強グループ、これに主として向けられておるのであります、いわゆる維持炭鉱、それから非能率炭鉱、このあとの二つにはほとんど回っておりません。新鉱開発と増強グループとの比率がどのくらいになっておるかということは、ちょっと今手元に数字がございませんが、この二つにいております。

○蔵内委員　今私が四つの炭鉱のグループに対して近代化資金並びに政府の財政資金がどのくらい入っておるかというのを伺いましたのは、一体これで新鉱開発が進んでおるのかどうかというのを承りたいからであります。

私の聞いたところによりますと、いわゆる新鉱開発群の中で近代化資金を借りておるのは、おそらく有明の日鉄鉱業の縦坑だけじゃないかと思うのであります。あとはほとんど全部増強群になります。

属するところであつて、要するに増強群に対して近代化資金が投入せられておる。これも決して悪いとは言いませんけれども、けつこうではありますけれども新鉱群に対してもっと強力な近代化資金が入れられていかないと、炭鉱の命脈はやがて尽きはしないかという気がいたします。と申しますのは、政務次官も工学部御出身ですからよくおわかりと思いますが、縦坑を入れます、この縦坑で着炭をして、そこから坑道を掘さくしていく。それから掘り得る年限というものは約十年であります。一つの縦坑の寿命というものは、十年前後で大体おしまい。すると、これと並行しながら新しい縦坑をまた別の地点におろしていかなければ、縦坑の命脈は尽きてしまふ。金属鉱山のごときは毎月、経費の中の三割くらいは探鉱資金に入れている。石炭鉱業もやはり探炭坑道というものを入れておりますが、この探炭坑道というものは、この縦坑の中において半径千メートルくらいのところでやつておるにすぎない。これはすぐ尽きてしまふ。新しい意味での新しい縦坑のシャフトをおろすということが、常に探炭と同時に並行していかなければならぬわけでありませう。そういう意味で見てもみますと、日鉄鉱業の有明のところになつた一つというふうな状態では、石炭鉱業の将来のために、われわれは全然石炭を掘る方法がなくなつてくるのではないかという気がいたします。そういう点について、新鉱開発の具体的な計画、こういつたものについて通産省の石炭局の持つておられる計画というか、構想というものを一つお話し願ひたい。

○今井(博)政府委員 新鉱開発につきましては、御承知のように、有明炭田以外にはいわゆる新鉱という部類に属するものはあまりございませんが、実際問題として、まだこの新鉱開発に対するそういう経済ベースに乗ったプロジェクトが、現在立ちにくいという状況でございます。われわれとしては、この新鉱開発の非常にいい計画が出て参りますれば、これに重点的に金を投下するということは決してやぶさかではございません。特に原料炭を中心にした新鉱開発計画、これは需要の關係もございまして、特に力を入れたいと思つておられますが、現在まだ残念ながら大体それに見合うようないい計画が実は出て参りません。二、三計画がまだありますけれども、むしろこれからの問題でございます。通産省としましては、これには十分増強したいという熱意は持つておるわけでございます。

○蔵内委員 新鉱開発といひますが、将来の石炭の労働者、技術者、こういう者を養成する上においても、私は非常に重大な問題であらうと思ひます。そうしてできるだけいい労働環境を作り上げて、その中で実際に働く者、技術者を持つてそれにならなければならぬのであります。ぜひそういう見地から、この新鉱開発には格別の御努力を願ひたいと思ひます。私、実は昨日ある機会に偶然知つたのですが、鉱山の開発のための技術者を養成することを主たる目的として設立した学校に、秋田鉱専という大学があります。今これは秋田大学という大学になつておると思ひますが、この秋田鉱専をこゝし卒業して鉱山に入つたのは、たつた一名だつたのであります。しかも、この鉱山に入つた者は三菱金属に入つた。炭鉱に行つた者は一人もいない、三井あるいは北炭のような日本の代表的な炭鉱ですら、優秀な大学を出た技術者をこゝしは採つておりません。採つておらぬというのには、人員の關係、まあ企業の合理化という意味もありましようけれども、なかなか炭鉱に行きたくない、若い優秀な技術者が行かないということも事実であります。そういうことでありますから、炭鉱技術者の確保というのに対して石炭局は、どういふお考えを持つておられるか、この点について承りたい。

○森(清)政府委員 蔵内さんの仰せのように、たとえば新鉱開発にいたしましても、石炭鉱業といふものをかりに五千五百万トンに押えて計画をしていくにあたりまして、それを維持するために相当の力をこれに注いでいかなければ、その出炭量といふものは維持できない。これは論を待ちません。従つて今日技術屋養成につきましても、石炭鉱業にいたしましても、あるいは他のメタル・マインにいたしましても、非常な不況のときにあり、また不況を迎えるだらうという予想が立つ事業でございまして、各石炭会社にしても鉱山会社にしても、非常に非常に手控えて、新規の技術屋を採用しないような方向にきておられますが、これは将来の石炭鉱業あるいはメタル・マインの事業にいたしまして、私は非常に危懼を感ずると思ひます。そこで私たちがその点には日夜留意はしておるのですけれども、やはり事業経営となると、それぞれの経営者の責任においてこれはやらなければならぬ問題でありまして、指導し懲罰はしても、なかなかその通りにはならない現状であります。しかし、およそ地下資源開発のためには、そういう留意がなされてこそ初めて安定した事業ができるのでございまして、折あらば私どもはそのことを指導していきたいと存じております。

○蔵内委員 次に、炭価の問題について、二点だけ伺いたいと思ひます。炭価、これが合理化審議会の方向によりまして、大体五千五百万トン、そして三十八年度までに千二百四万トン、そして能率は二十六トン、こういうところまで持つていくという方向には、私は原則的に反対するものではございません。しかしながら現実の事態といふものは、この千二百四万トンとんど不可能といふか、現に物価の値上がり、労賃の値上がり等において、千二百四万トンは現実に達成されておるのだという見方さえも業界においては行なわれておるわけでありませう。そこで業界は中小と大手を問はず、中小においては五百円の物価補償を出せという要求を昨年来やつておりますし、また大手においても価格差補給金というか、名称はどういふものを使つておりますか、いづれにしても重油価格と石炭の現実の価格との価格差補給金を出せということは、これは局長もよく御承知の通りであります。こういう補給金あるいは物価補償といふものの、これとせんじ詰めれば補給金のような形では出さず方法はなかりと思ひますが、いづれにしても補給金制度といふものは、現在の石炭政策上全く考慮に値しないものであるかどうか。この点について一つ御見解を承りたい。

○今井(博)政府委員 補給金制度といふものは非常にメリットもございませうが、これは一種のモルヒネ的な効果を逆に持つていて、かえつて障害が多いという実例も相当あるわけでございます。今までも価格差補給金という制度が戦後いろいろございまして、けれども、補給金という制度を一度とりまして、これは一種のモルヒネをさらに打たなければいかぬという意味において、かえつて弊害があつたという事例が多いわけですから。その意味においては、一般的に補給金制度といふものは、できるだけとりたくない、こう考へております。のみならず、現在石炭鉱業は非常にいい炭鉱と悪い炭鉱とあるわけでございます。まして、千二百四万トン下げが十分にやれる炭鉱とやれない炭鉱、あるいはむしろつづけていた方がよい、あるいは自然につづける炭鉱もある、こういう非常に格差がまちまちで、複雑な構成になつておりますので、これに対して補給金制度を考へれば全部に総花的に出す、こういうことになりまします。その意味においては私は非常にむづかしい制度じやないか、こう思つております。従つて、現状では補給金制度といふものは非常にいい。とつてもその効果は非常に疑問である。ただし、これはある程度炭鉱が整備されて参りまして、その生産構造といふものがある程度集約化し、単純化されてくるといふことになりましたれば、一時的に補給金の制度をとつても非常に効果があるのじやないかと私は思ひますので、もう少し事態の推移を見ましてこ

の問題は一つ検討していきたい、こう考へておきます。

○蔵内委員 事態の推移を見て考へる、補給金の制度自体を全面的に否定してはいるものではないというお話でございしました。いずれにしても現在の炭鉱企業というものが、毎年度の合理化資金であるとか政府の財政投資だけを当てにして、それによつて旧債の整理であるとか、手形の決済、そういうことだけをやってしまつて、それにかゝりの部分が消えてゐるのではないかと。そして炭鉱の企業としての健全性がどうしても出てこないという状態は、私は非常に心配な事態じゃないかという気がいたします。そういう点で、一つ今後ともこういう角度からの検討も願つておきたいと思ひます。

この合理化法について最後に一つ伺つておきたいことは、この合理化の業務であります。今まで六百三十万トンの合理化業務を進めてこられまして、さらにことしから新しい方式による六百二十万トンのスクラップ・ダウンが行なわれる。この新しいスクラップ・ダウンを行なつていくについて、今度の新方式においては、たとえば鉱害などは、鉱業権の譲渡とともに合理化事業団に移つてこない措置を講じてございします。こういう点は確かに一つの前進だと思ふのでありますけれども、従来の合理化業務の非常な遅滞、要するに合理化を申し込みましてから合理化事業団に売り渡す契約までの間が、長いものは数年かかつてゐる。短いものでも、どうしても一年ないしは一年半くらい平均かかつてゐるんじゃないかと思ひます。こういう点について、非常な苦情が事業団なり通

産省に持ち込まれてゐることは、もう先刻御承知だと思ふのであります。これは合理化事業団の事務能力の不足であるとか、あるいは合理化事業団の機構上に非常に大きな欠陥がある、こういうふうに実は私従来まで思つておつた。ところがいろいろ事業団の実態を調べて参りますと、必ずしもそうでない。合理化にかけたので経営者が申し込みをいたしましてから実際にこの契約が完了するまでの間、この間が非常に制度的にむづかしい格好になつてゐる。これは局長はよく御承知だらうと思ひますが、申し込みをいたしまして、いわゆる五条審査というのがある、この五条の審査が済んだら現地調査ということになりまして、現地調査が済んだら、実際に個々の経営者に対して評価の内示ということが行なわれる。これまでは確かに事業団の事務能力次第で早くなる。この期間が大体三カ月くらいかかる。ところが、この評価の内示をしましてから実際の通知をするまでの間に時間がかかる。これを何とか早く消化する方法はないか。実はこの新方式による買い上げと古い買い上げ方式とが並行して、ある期間存続するわけでありまして、そこで、この旧方式による評価の買い上げの業務をさらに推進する方法はないか。たとえば申し込みと同時に直ちに坑内調査をやつて、坑内調査の結果すぐに買えるか買えないかの判断程度は経営者に知らしてやる方法はとれないものか。これは局長でなしに直接事業団の方に聞かなければならぬことかもしませんが、そういう点についていかがでございしますか。

○今井(博)政府委員 買い上げの業務については、確かに御指摘のように非常におくれておまして、昨年の十月、この買い上げ業務促進に関する検討を相当根本的にやつたのでございします。できるだけ今予定されておることの計画は年度内に片づけろという指令を出したわけではございします。この場合に一番問題になりますのは、第五条の審査についての資料をなかなか会社で出していただけなという点が一つネックになつておられます。いま一つは、その評価にそれだけ、数多くおられますので、これをどの程度督促してやり得るかという点が第二の問題でございします。この点は事業団の努力あるいは業界の努力によつて相当解決できると思ひます。やはり一番問題になりますのは、鉱害問題についての処理が、これは被害者との話し合いがつきませんので、どうしてもこれはかりはかりに努力してもなかなか片づかぬ、こういうことになつておられます。従つて、これはできないやつはできない。長くかかるやつはこの際はあと回しにして、先に片づくやつからやろうじゃないかということ、この促進について、は相当手を打つたつもりでございします。ただ、今先生の御指摘になりました、受け付けたときに何とか目鼻をつけてやれ、この点はしごくごもつともなお話でございまして、受け付けたときに、人を派遣して何とか目鼻をつければ一番いいわけではあります。現在では受け付けておるものについては大体そういう制度を、先ほど申しましたように五条審査の書類を早く出していただければ、極力早めるような措置をとつたわけではございしますけれども、ワ

ク以外に今多数の申請が出ております。ところがこのワク以外の――現在、先ほど申しました六百三十万トンのワクです。このワク以外に、超過して申請してこられておる、これが約二百二十万トくらいあるわけではあります。これを目鼻をつけるということは、実際問題として、ワクがございせんし、それと、かりに新方式についてどうだというふうなことにつきまして、そういうことを申し上げると、会社の方、もうこれはある程度言質をとつたということではございしますし、ワク以外はこの二百二十万トンの処理については、ちよつとそういう方法がないのじゃないか、私はそういう新方式による法律の改正案をできるだけ早く通していただいて、一つそつちの方で業務を早めていくという以外に方法がないのじゃないかと考へておられます。

○蔵内委員 そこで、この合理化業務の点はあと一点だけにしておきます。合理化業務が非常におくれる、そういうことから、今の鉱業権の移転に伴つて鉱害の責任がすぐに事業団にいかない、こういう措置が新方式においてとられておるのだと思ふのです。新方式によりまして、この鉱害の処理は当事者間で話し合うことになつておる。そうなりますと、いわゆる従来の鉱害ボスの跳梁がますますひどくなつてくる。実際の事業団において鉱害を処理する段階において非常な不公平が出てきやしないか、こういう点が考へられます。こういう点の排除にどの程度に考へておられるか、こういう点について何うと同時に、先ほどの旧方式によるワク外の二百二十万トについては、これはできるだけ早く処理をして

いただきませんと、申し込んだ坑内に水が出る。この水を連日、一年でも一年半でも揚げていかなければならぬ。その間の経費、やはり月に百万も二百万もかかる経費をかけてやつておるわけではあります。そういう点について一つ格段の努力を願ふと同時に、新方式によつてはこういう点はかなり緩和されると思ひますが、今のうちに鉱害の処理について非常な不公平が出てくるおそれがあるのじゃないかというところが、私秘密に検討してみたいわけではないのですが、どうも法文を読むと、そういうことが必ず出てくるような気がいたします。現在の認定は、たとえば岡崎平さんなどのところの真箇に鑑みながら裁判になつたり何かいたしまして、鉱害は別に力関係ということではない、比較的公正に処理されておるのじゃないかと思ふのでございしますけれども、今度の新方式になりますと、どうも鉱害の処理について非常に大きな不公平が出てくる余地があるやうな気がいたします。こういう点について局長のお考えはいかがですか。

○今井(博)政府委員 新方式によりまして、確かにまた別の弊害も出て参ることは御指摘の通りであります。この点は整理交付金を渡します場合に、一定の割合で、賃金の未払いと、それから鉱害については一応事業団で留保いたしまして、被害者に対する救済の措置というものを考へておるわけではあります。その場合には、公平、不公平という点はそれは心配はしておらないつもりでございしますが、実際問題として被害者と業者の間に話し合いがつけば、これはその金の範囲において支給し得るということになるわけではござ

いますから、従来もこの話し合いはあ
る程度つけて念書を入れておるとい
う点を考えまして、新しい制度をと
つたから従来の制度より特に不公平にな
るという点には私ちょっとならない
と思ひますけれども、この点はお気づ
きの点がございまして、こういう点で
非常に不公平になるのじゃないかとい
うふうな事柄あるいは御心配がござ
いましたら、私、何とか解決するよう
な方法を考えたいと思ひますので、一
つ遠慮なく御指摘を願ひたいと思ひ
ます。

○蔵内委員 合理化法はその程度に
まして、産炭地域振興事業団法につ
いて、二点、ごうか足でやりますか
ら……産炭地域振興事業団の理念上
の考え方はいろいろあると思うので
すが、それは別な機会に質問させて
いただくことにして、具体的な問題
を一、二伺ひたいと思ひます。

この業務の中において、その主たる
業務を、要するに土地造成と資金の貸
付という点にしておきます。この
土地造成といふことの考え方でござ
います。ここに条文を見ますと、「当
該地域の振興に必要な鉱工業等の用
に供する土地を造成し、及びこれと
連を有する工作物を建設し、並びに
これを管理し、及び譲渡すること。」
要するに土地造成と、この関連のあ
る工作物の建設といふことになって
おります。これは非常に微妙な関係に
あると思ひますが、たとえば土
地だけを造成して直ちにこれが工場、
企業の誘致に非常に有効になるかとい
うと、それにはやはり道路もつけない
ればいかぬし、水道もつけないれば
いかぬし、港の施設もしなければい

ぬといふことで、そういうものがない
となかなか企業の誘致といふことには
ならぬ。ところがそういう道路とか港
とか上下水道、簡易水道といふもの
を考へて広く整備をするといふこと
になると、造成費が非常に高くなる
のだらうと思ひます。そこで、九州の
田川の地域などにおいては、坪当たり
千円をこすようなことになる、もう
なかなか企業は来ませんわというよ
うなことを言っている。そういうこと
で、土地造成といふことが非常に大
きな業務になっておられますが、そう
いう点について、たとえば中型のダム
あるいは大型のダム、こういうものは事業
団の工作物の解釈の中に入れるのは非
常にむずかしいだらうと思ひます。む
ずかしいだらうと思ひますが、取りつ
け道路であるとかその他の簡易な施
設——簡易な施設といふ範囲は一々問
題にはなりませんけれども、そういうもの
についてできるだけ範囲を広げて、

しかもこれに対して国の高率な助成が
ないと、これは土地造成とは、言うば
かりでなかなか困難ではないかとい
う気がするのではありません。そういう
点について、自治省とか大蔵省とか、い
ろいろ関連のあるところと協議をなさ
しておられると思ひますが、この土地
造成はどの程度までの土地を造成しよ
うとなさるか、工業用地としてどの程
度まで整備されたものをお作りになる
つもりであるか、この点についてちよ
っと伺ひたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 この「関連を
有する工作物」といふ考え方でござ
います。これはやはりその土地の中の
道路あるいは排水溝のみならず、引き
込み道路とか、引き込み線とか、給排

水施設というふうなものを考へている
わけでありまして、ただ、御指摘のよ
うなダムまではとてもこれではやれな
い。できるだけの関連といふことを
広く考へて、この土地造成が有効にな
るように具体的には一つできるだけ取
り上げていきたいと思ひます。

○蔵内委員 今の点につきましては、
通産省の石炭局においてそのワーク
ブックといふものを、考へ方の基準をき
めていただけたら、それとも業務方
法書が決定したら事業団において決
定するべきことであるのか、これはそ
のいずれになりますか。

○今井(博)政府委員 事業団の業務方
法書でそういうものは決定することに
なります。

○蔵内委員 これで最後にしたいと思
ひますが、最後に二つだけまとめて何
いいますから、まとめて御答弁願つて
けつこうであります。

この工業用地、これだけではなかな
かいかぬじゃないか。企業が来れば、
やはりそこに社員の住宅やレクリエ
ーション地帯も必要である。そういう意
味において、住宅用地、そういうもの
までこの事業団の造成の事業の中に包
括して考へておられるかどうか、この
点について一点と、それからこういう
でき上がった土地に対して企業を誘致
する場合、これは現実に地元は非
常に努力をいたしておられます。これは
よく御承知の通り、筑豊炭田におい
てはどの町村も一様に計画を立ててお
ります。計画を立てておられますが、現実
の地方自治体の状態においては、この
事業団の対象になるような企業を計画
すること自体が非常にむずかしいので
あります。そういう点について、資金

の融通の世話を積極的に行うにいた
る、中小企業金融公庫であるとか、
あるいは商工中金であるとか、開発銀
行から金を借りて、こういう企業の母
体を作ること自体が非常にむずかし
い。そういう点、貸付の業務の前提と
なる企業の誘致、その企業の育成とい
うものに対して、どういふ考へを持
っておられるのか、この点、二点だけ
一つまとめてお答えを願ひたいと思
ひます。こういう考へ方がきまりま
せん、今の産炭地域振興計画の対象に
なるような自治体でありますから、こ
れは全くどうにも手の出しようがな
い、そういう地帯の町村を対象にして
こういう事業団ができておるわけであ
りますけれども、こういう問題がま
るつきり前進をしていかない状態にた
だいまなっております。一つ国の考
え方を早くきめていただいて、これに基
づいて地方がそれぞれ計画を立て、準
備をするといふことにならぬといかぬ
と思ひます。そういう点について一つ局長
の考へ方を述べていただきたい。

○今井(博)政府委員 先ほど、宅地は
どうかというお話でございしますが、
工場用地と住宅用地を一緒に作る場合
は、できるだけそういうふうな考へた
いと思ひますが、ただ宅地だけを目的
に作るということは、この法律の業務
から申しましてちよっと不可能かと思
ひます。

それから企業誘致の点でござい
ますが、確かに非常にむずかしい点がある
と思ひますが、これはやはりそれぞれ
の関係の市町村なり県当局と十分相談
いたしまして、土地造成をきめる場合
には、それに並行して、やはり企業誘
致にはもつとこういうことをやらなけ

ればいかぬといふような点が多々出
て参ると思ひます。これは融資もから
みますので、その辺の企業誘致に對する
積極的な活動は、単に市町村まかせ
だけではなくて、県当局とも相談して、
事業団の業務に直接書いてございませ
んが、これは十分一つ、そういう方面
に活動させていきたいと思ひます。

○蔵内委員 もうこれで終わります
が、最後に一点、九州の地元の問題で
大へん恐縮ですが、産炭地域振興法の
二条、六条指定から漏れておる岡垣、
それから若宮、それから田川郡の赤村、
この三つは近い将来の政令の指定にお
いてつけ加えていただけたらどうか、
ここでお約束がいただけたらどうか、
か、これを最後に一つお尋ねしたい。

○今井(博)政府委員 具体的市の町村
をつかまえてここでお約束はちよつと
できないのでありますが、これはこの
前、多賀谷先生の御質問のときにお
約束いたしましたように、二、三カ月以
内に前の六条の指定につきましては、
一応手直しと申しますか、前に落
ちておるものを拾ひ上げて、もう一
べんやり直すといふことを考へてお
ります。そのころには低開発地域の方
も大体きまると思ひますので、それとあ
わせて、必要なものは追加したい、
こういうつもりであります。

○有田委員長 田中武夫君。
○田中(武)委員 もう時間もだい
ぶたつておりますから、簡単に伺ひ
たいのであります。いろいろの面につ
きましては、すでに専門家の各委員
から質問があったと思ひますので、私
はそういう点でなく、今までだれも
質問していないような点をお伺ひ
したいと思います。

実は私、不勉強で、産炭地域振興事業団法というのは、今こゝへ来て見たのが初めてなんです。ちょっと目を通してみますと、きのう商工委員会において審議をいたしました国民生活研究所法と、その目的と業務以外は全部同じような規定になっておるのです。これは特殊法人に対して一つのタイプがあつて、それをそのまま写しておられると思うのでございますが、罰則まで一緒なんです。しかし罰則なんというものは、人を罰するのであるから、やはりそのときそのときにあつて検討すべきだと思う。それを、これはむしろ原局より法制局がもしもせんが、きのう法制局にも、ともかく一つのタイプをそのまま写してくる、こういうのがいわゆる法制局の法律制定上のマンネリズムだと僕は申し上げたのですが、ここにもあるのです。たとえば三十五条と六条、ここに罰則がありますが、まず前段の虚偽の報告はいつといたしまして、それから「若しくは」の先の忌避は一応考えられるとしてのけまして、あとに残る「検査を拒み、妨げ、」という行為と、刑法九十五条の公務執行妨害との関係はどうなるのか。すなわち、刑法の公務執行妨害は暴行、脅迫ということが要件になつております。それでは暴行、脅迫に至らなかつた「拒み、妨げ」を言うのだと、こゝろ答弁するだろうと思うのです。そうするならば、それに至らない「拒み、妨げ」というのは一体どんな行為なのか。いわゆる三十五条も、大きく解するならば一つの公務執行の妨害なんです。あるいは忌避なんです。そこで刑法の九十五条との関係及び何によつて九十五条にいくのか、あ

るいは本法三十五条になるのかという限界をお伺いいたします。

さらに三十六条、三十五条もそうですが、これには「役員又は職員」となつておる。一号から五号にわたつての行為があつた場合には、役員または職員を処罰すると、こうなつておる。しかしこの法律をよく検討してごらんになりますとわかると思うのですが、まず一号は、いわゆる通産大臣の認可を受けなければならぬ場合に認可を受けずにやつた、こういうことにおける処罰なんです。通産大臣の認可を受けるべきものは、この法律をずっと見まして、まず十條の役員の任命です。十三條二項の役員の解任です。十四條の役員の兼職禁止です。それから十九條三項の業務の範囲、二十一條の業務方法書の作成、二十四條の財務諸表の作成及び二十八條の給与及び退職手当の設定です。これ以外には本条でいう通産大臣の認可を受ける事項はないのです。この場合に、職員が違反を犯すようなことがあり得るかどうかが、どんな場合を想定されておるか。さらに第二号、これは登記なんです。本法五條において、登記はこの事業団すなわち法人に課せられた義務なんです。そして産炭地域振興事業団登記令の第七條によつて、その登記の申請人は理事長となつておるのです。ここにおいて職員の違反というふうな事態が起こる可能性があるのかどうか。さらに次の三号は、無理に解釈すればあるかも知れぬ。たとえば四号、いわゆる余裕金の運用なんです。こゝろいうことに対して、これまた職員の犯すような場合が想像できるかどうか。もしあるとするなら、それは本法でいう問題で

なくして、職員が勝手に金を使つたとかいうことは、背任もしくは横領、そういうものにかかつてくると思うのです。人を罰する罰則でございしますので、前にこゝろいう規定があつたからこれにも入れましたでは、通らぬと思うのです。いかがでございましょう。

○今井(博)政府委員 どうもはなはだ申しわけないのですが、法制局ともよく相談いたしましたので、よく勉強してからお答えしたいと思います。

○田中(武)委員 これ以上の答弁を求めたしませんが、きのう実は商工委員会と同じようなことを法制局第二部長とやつたのですが、これもはつきりしないのです。従つて私が言わんとするのは、一つのタイプがある。これは全部そうなんです。こゝろいうような特殊法人には、みな同じようなことが書いてある。しかしその一つ一つ特質があるのですから、それに見合つた罰則、これは必要と思うのです。たとえば出資に関する事項の条文も、実際とは逆な規定になつています。こゝろいう、いわゆる法律のあら探しは私は好きでありまして、できれば一条々あらを探していきたいと思うのですが、そういうこともできませんから、きょうはこれでおきますが、法制局とよく御相談の上で、一号についてはこゝろいう場合も考えられる、二号についてはこゝろいう場合も考えられる、こゝろいうことを一つ文書で答弁していただきたい。

なお、私何かの機会で、こゝろいった例文的なものをどんどん入れていくことは直していきたいと考えているのです。だからこゝろの法律のときに、何号と何号とは職員には適用しないとか、

職員のやつは別に項を設けて、こんな場合だけを職員に適用するのだ、こゝろいうふうないき方がいいのではないかと、こゝろいうのです。

これ以上言うと、これは法制局を呼んででも立法論になつてくると思うのです。だから並行線になるので申しませんが、さういふように取り扱い願いたいと思います。

○有田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

昭和三十七年三月十二日印刷

昭和三十七年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局